

「角田市第5次行財政集中改革プラン」進捗管理シート

取組方針	項番	取組項目	取組内容	推進担当課	成果指標			①成果指標の達成状況	②成果指標の令和3年度実績値	③取組経過等	④現時点での進捗状況等
					何を	どのくらい	いつまでに				
(1) 経常収支比率の改善（財政の構造改革）	①	財源確保と事務事業の抜本的見直し	<p>(1) 国県補助金等の財源確保（事業を行う全ての課等） 事業を実施する課等にあっては、常に財源を意識した事業遂行を心掛けるとともに、財源の獲得に向けて、直接又は市長会等の様々なルートを通じて、国や県に対して積極的な要望活動を実施するほか、満額採択されない場合にあっては、他の財源の確保や事業執行の延伸等を行うものとします。</p> <p>(2) 事務事業の抜本的見直し（財政課、事業を行う全ての課等） 公債費負担の平準化を図るため、残債の全部又は一部の繰上償還や借換えにより耐用年数の範囲内で償還期間の延長が可能か検討するほか、需用費や委託料等の物件費や法令の義務付けの無い市単独事業・補助金・扶助費等についても、その支出の根拠及び効果について十分に検証し、他自治体の実施状況や水準等を勘案した上で、ゼロベースで見直しを進めます。</p>	財政課、事業を行う全ての課等	経常的支出額	対前年度比削減	各年度	要努力	令和2年度 77億6,800万円 令和3年度 77億7,100万円 比較 300万円の増	現在、第6次長期総合計画の策定に向け、10年間の財政計画を策定している中で、事務事業の精査を進めている。また、新たな取り組みとして、外部から講師を招いて、事業のスクラップ研修を開催し、優先度の付け方やスクラップ手法を学び、事前意識の醸成や共有を図るほか、次年度よりスクラップ可能な事務事業については、令和4年度当初予算へ反映することとしている。	令和4年度当初予算に、事務事業見直し支援業務委託料を計上している。前年度に引き続き管理職職員及び係長級職員対象の研修を行うとともに、事業見直しのモデルとして選定した部署にコンサルティングを行うことで、業務分析、見直しの手法、事業の優先度の決定について実践し、事務事業見直しの基礎となる体制の構築を目指す。また、コンサルティングの中間報告により、次年度の当初予算等に改善策の一部を反映することを目指す。
	②	投資的経費と年間起債額の徹底的抑制	<p>(1) 投資的経費の徹底的抑制 投資的経費については、本市の財政状況が改善されるまでの当分の間、国・県の補助が無いもの又は補助があっても本市の一般財源により支出する割合の高いもの（起債により後年度負担となる場合も含む。）については、災害復旧事業、長寿命化対策事業及び防災減災対策事業等の真に必要なものを除き、原則抑制するものとします。</p> <p>(2) 会計年度間の事業の平準化 原則、次年度への事業の繰り越しがある場合については、次年度の新規事業について、当該繰越事業相当分を次々年度以降に繰り延べするものとし、会計年度間の事業費と事業量の平準化を図ります。</p>	財政課、事業を行う全ての課等（農林振興課、都市整備課）	市債残高（災害復旧債及び臨時財政対策債等を除く）	20億円以上削減（残高：90億円→70億円）	令和8年度	要努力	87億円	（同上）	（同上）
	③	公共施設等の統廃合の推進及び廃止後の利活用策の検討	<p>公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、今後も必要とされる公共施設等については、大規模改修や長寿命化改修等により耐用年数の延長を図りつつも、当初の使命を終えたと思われるものについては、積極的に統廃合の検討を進めます。</p>	まちづくり政策課、財政課、その他関係課（健康長寿課、教育総務課）	統廃合する公共施設等（条例改正等により既に統廃合が決定した施設を除く）	7施設以上	令和8年度	達成見込	4施設 ①角田自治センター（R4.4.1に角田駅コミュニティプラザに移転） ②北郷自治センター（R4.4.1に北郷児童センターへ移転） ③桜自治センター（R4.4.1に桜児童センターへ移転） ④東根やすらぎの家（R3.7.1に廃止）	角田市公共施設等総合管理計画について、公共施設等総合管理計画策定指針の改定を踏まえ、角田市公共施設個別施設計画の内容を反映した見直しを進めている。 耐震等の問題のある自治センターについて、有休施設等の利活用を図る目的により移転を予定していることから、利用者説明会を開催するなど、移転に向けた準備を行った。 角田市学校の適正規模等に関する基本構想における行動計画に基づく令和5年4月の金津小学校開設に向け、開設準備委員会等を開催するとともに、保護者説明会の実施、地区民へのお知らせを発行するなどして、準備を進めた。 廃校施設の利活用策については、東根地区で東根小学校の利活用に関するワークショップを開催し、地域の利活用案に関する意見を集約するほか、国交省の廃校利活用マッチングイベント等へ参加し、民間事業者への情報提供等を行った。令和3年10月には、廃校施設等の利活用の事務推進体制を整理するため、「角田市廃校施設等利活用方針」を策定した。	角田市公共施設等総合管理計画について、引き続き見直しを進めている。 自治センターについて、令和4年4月1日に角田自治センターをコミュニティプラザへ、桜自治センターを桜児童センターへ、北郷自治センターを北郷児童センターへ移転した。また、その他老朽化した公共施設についても、廃止・統廃合について検討を進めている。 廃校施設等の利活用について、令和3年度中の民間事業者への情報提供や「みんなの廃校プロジェクト」に登録したことにより、民間事業者から、数件事業の提案を受けているが、更地にした方が利用しやすいとの声もあり、今後の利活用方法について地域の意見を確認しながら検討を進めていく。

取組方針	項番	取組項目	取組内容	推進担当課	成果指標			①成果指標の達成状況	②成果指標の令和3年度実績値	③取組経過等	④現時点での進捗状況等
					何を	どのくらい	いつまでに				
	④	指定管理者制度の導入等をはじめとするPPP（官民連携）の推進	<p>(1)指定管理者制度導入の推進 市が所有する公の施設のうち、特に文化複合施設や集約された体育施設等について、コスト削減とサービス向上の両立が図られる場合には、公募により幅広く民間事業者等の参入を促し、施設一帯の包括的な指定管理者制度の導入を目指します。</p> <p>(2)民間委託の推進 市の業務のうち、民間委託によりコスト削減と業務効率化が図られるものについては、積極的に導入を推進します。</p>	財政課、その他関係課（都市整備課、生涯学習課）	新たに公募により指定管理者制度を導入した公の施設	1施設以上	令和8年度	一算定不能	<p>平成29年度から市民センターの指定管理制度の導入が検討されており、第5次行財政集中改革プランにおいても複合文化施設の指定管理制度の導入を目指すこととして、市民サービスの向上と職員の業務量及び経費の削減が図れる場合には導入を進めることとしており、現在、他自治体で導入実績のある業者から話を伺いながら、導入について検討をしている。</p> <p>スポーツ施設については、総合体育館、スポーツ交流館、角田中央公園（屋内温水プールを除く）、屋内温水プールの4区分で、屋内温水プールのみ公募での指定管理であったが、次期の令和4年度からは、当該4区分を1つにまとめかくだスポーツビレッジ帯として条件付き公募を導入し、サービス向上及び施設一体的に管理することによる管理業務負担の軽減を図った。</p>	<p>スポーツ施設については、令和4年4月制度の導入が検討されており、第5次行財政集中改革プランにおいても複合文化施設の指定管理制度の導入を目指すこととして、市民サービスの向上と職員の業務量及び経費の削減が図れる場合には導入を進めることとしており、現在、他自治体で導入実績のある業者から話を伺いながら、導入について検討をしている。</p> <p>スポーツ施設については、総合体育館、スポーツ交流館、角田中央公園（屋内温水プールを除く）、屋内温水プールの4区分で、屋内温水プールのみ公募での指定管理であったが、次期の令和4年度からは、当該4区分を1つにまとめかくだスポーツビレッジ帯として条件付き公募を導入し、サービス向上及び施設一体的に管理することによる管理業務負担の軽減を図った。</p>	
	⑤	市税等の収納率の向上	<p>(1)徴収対策の推進（税務課、その他債権管理課） 市税、保険料、保育所保育料、下水道使用料等の公債権（こうさいけん）（※）及び住宅使用料、水道料金等の私債権（しさいけん）（※）の収納率向上のため、積極的な納付催告等を行い、着実な滞納整理を実施します。</p> <p>(2)債権管理条例の制定（財政課） 債権管理については、統一的な基準に基づく、庁内共通の手法を確立することが、収納率向上や事務効率化を図る上で大変有用であることから、債権管理条例等の早期制定に向け、取り組みを進めます。</p> <p>(3)新たな税収の確保（商工観光課） 新たな企業誘致を実現し、税収と雇用の確保を図るため、工業用地造成等の事前準備を目的としたプロジェクトチームによる検討を進めます。</p>	税務課、その他債権管理課、財政課、商工観光課	市税収納率	96.1%以上 97.7%以上	令和5年度 令和8年度	要努力	94.6%	<p>市税等の収納については、銀行・市役所窓口納付のほか、口座振替、コンビニ納付、さらに令和3年度からスマホアプリ納付を導入している。また、今後は国の標準システム導入により、デジタル化が増々推進されることから、積極的に活用し、収納率向上に繋げていく。</p> <p>債権管理条例の制定については、令和4年9月条例案の作成を進めている。債権管理課の管理状況等について照会を行い、庁内の債権整理を図っている。</p> <p>新たな企業誘致を図るため、令和2年12月に企業誘致推進プロジェクトチームを設置し、工業用地適地調査に係る調査地の選定等のため会議を開催してきた。当該会議の議論を踏まえ、令和3年6月に工業用地適地調査業務及び企業立地動向調査業務委託について契約を締結し、梶賀字高畑北地内を産業用地造成の第1候補地とすることが決定された。また、産業用地造成事業を実施するにあたり、角田市産業用地造成事業特別会計の設置及び角田市特別会計条例の制定作業等により、準備作業を進めてきた。</p>	<p>市税等の納付については、納税者の納付の利便性が図れるよう、納付環境の整備を引き続き検討する。また、市税等の滞納繰越分について、県内の市町村と比較して収納率が低いことから、収納率向上に向けての方策を検討する。</p> <p>債権管理条例の制定については、令和4年9月条例案の作成を進めている。債権管理課の管理状況等について、令和3年度決算時点で改めて照会を行い債権の整理を図る。</p> <p>産業用地（梶賀字高畑北）の造成に向けては、企業立地推進係が新設され、地権者への協力要請や庁内関係部署との協議、測量設計や開発申請手続き等に向けた準備等を行っている。令和4年4月26日には地権者への説明会を開催し、事前調査への協力の同意をいただいた。今後は、造成予定地に隣接する市道拡幅に係る庁内の調整等を踏まえ、測量設計業務委託に向けた仕様書等の作成を進めていく。</p>
	⑥	使用料・手数料の見直し	受益者負担の観点から、行政サービスの内容に応じた適正な負担となるよう見直しを検討します。特に、公共施設等においては、長寿命化にかかる維持管理コストに見合った使用料となっているか改めて検証するとともに、曖昧な減免の適用が行われないよう、減免規定の明確化・厳正化を図るほか、現在無償で貸出している施設等の受益者負担等も検討します。	財政課、その他関係課	使用料・手数料の見直し	条例改正	令和4年度	要努力	使用料・手数料見直しに関する基本方針を策定	<p>使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方を整理するため、令和3年度末に使用料・手数料見直しに関する基本方針を策定し各課に示した。</p> <p>住民票等のコンビニ交付やオンライン申請の令和5年1月開始予定に伴い、手数料の見直しを進めている。</p> <p>公共施設の使用料は、下水道使用料の改定と合わせて改定することとして、準備を進めている。</p>	

取組方針	項番	取組項目	取組内容	推進担当課	成果指標			①成果指標の達成状況	②成果指標の令和3年度実績値	③取組経過等	④現時点での進捗状況等
					何を	どのくらい	いつまでに				
	⑦	公営企業の経営健全化	<p>(1)上水道事業 未納者対策として啓発・催告等を実施し、水道料金の収納率を高めるとともに、経営戦略に基づいた経営基盤の強化を図り、単年度収支が黒字であることを示す経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）（※）100%以上を維持します。</p> <p>(2)下水道事業 公営企業として独立採算性の原則に立ち、一般会計補助金等の減額に向けて、未接続世帯や企業への接続勧奨について推進していくほか、下水道使用料の改定を行います。</p>	上下水道事業所	下水道使用料の見直し	条例改正	令和4年度	要努力	令和3年度に収支計画を作成	<p>【上水道事業】 未納者対策として、令和元年度からコンビニ収納を導入したほか令和3年度よりスマホ収納を導入し納入環境の整備に努めている。また、月2回の夜間窓口を継続するほか納入催告、適正な停水執行などを行い収納率の向上に努める。 経常収支比率は令和2年度決算で115.8%であり、令和3年度決算における経常収支比率は100%を超える見込みである。 また、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するための方策を示すことを目的に、令和4年3月に角田市水道ビジョンを策定した。</p> <p>【下水道事業】 令和3年度中に、第6次長期総合計画に沿った今後10年間の収支計画を作成し、そのプロセスにおいて、下水道使用料の改定について検討を行った。</p>	<p>【上水道事業】 角田市水道ビジョンにおける「持続可能な水道事業」の構築に向け、今後アセットマネジメント手法の確立、水道施設のダウンサイジング化及び広域連携等の経営健全化策を進める。</p> <p>【下水道事業】 令和4年度から開始された「みやぎ型管理運営方式」の動向確認及び「農業集落排水施設の公共下水道への統合」についての再検討を行った上で、収支計画等に反映し、令和6年度の使用料改定に向け、検討・決定していく。</p>
(2) 臨時的収入の確保（稼ぐ市役所）	⑧	ふるさと納税等による自主財源の確保	<p>(1)ふるさと納税の確保（財政課） ふるさと納税について、角田市らしい商品開発等を含めた返礼品の充実や特設サイト等を活用した積極的なPRにより、更なる受納額の確保に努めます。</p> <p>(2)企業版ふるさと納税の確保（まちづくり政策課） 企業版ふるさと納税についても、地方創生に資する事業推進の財源確保のため、企業訪問の実施や自治体と企業を結ぶ民間のマッチングサービス等を活用し、受納額の確保に努めます。</p>	財政課、まちづくり政策課	ふるさと納税寄附金受納額	5億円以上	各年度	〇達成	ふるさと納税額 29億1,236万円 企業版ふるさと納税額 1,000万円	<p>ふるさと納税の寄附受納額は、令和2年度27億723万800円に対し、令和3年度は29億円を超える額となっている。大河原町の共通返礼品の協定を結ぶなどの返礼品の充実にも努めた。</p> <p>企業版ふるさと納税について、制度と各年度に取り組み寄附対象事業について、市ホームページ・チラシ等により情報発信をしている。また、市役所内の各部署への呼びかけにより、つながりのある企業へのPRを随時行っている。</p> <p>これらの取組みにより、企業版ふるさと納税の受納額は、令和2年度は3社から合計1,400万円となり、令和3年度は1社から1,000万円となった。</p>	<p>ふるさと納税の寄附件数並びに寄附額の増加に伴い、業務内容見直しによる更なる受け皿の基盤強化を図るため、一括代行業者の公募型プロポーザルによる選定等を予定している。</p> <p>また、市内業者等との協力体制の確立を図りながら、新たな返礼品の掘り起こしを進め、更なる受納額の確保に努める。</p> <p>企業版ふるさと納税の確保については、角田市第6次長期総合計画と角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定したことに伴い、地域再生計画の変更手続を予定しており、計画の認定後は、速やかに企業版ふるさと納税の対象事業を公表し、寄附の募集を再開することとしている。受納額確保のためには、トップセールスによる角田市に縁のある企業への呼びかけが最も効果が高いと思われること、また、専門に取り組む担当職員の配置がない状況での推進は困難であることから、確保策についてはさらに検討が必要である。</p>
	⑨	未利用公有資産の売却・貸付の推進	未利用公有資産について、積極的に売却・貸付等を推進し、遊休状態の解消を図るとともに、臨時的収入の確保に努めます。	総務課	公有資産売却・貸付額	1億5千万円以上	令和8年度	達成見込	土地売却収入 3,341万円 土地建物貸付収入 1,236万円	令和3年度において、一部の未利用公有財産の売却が成立し、土地売却収入があった。	残る未利用公有財産について、今後も広報等で周知し、売却を行う。 また、公有財産貸付についても引き続き推進していく。

取組方針	項番	取組項目	取組内容	推進担当課	成果指標			①成果指標の達成状況	②成果指標の令和3年度実績値	③取組経過等	④現時点での進捗状況等
					何を	どのくらい	いつまでに				
(3) 簡素で効率的な行政経営（行政のスマート化）	⑩	第三セクター及び市の各種団体等の点検・見直し	<p>(1)第三セクターの点検・見直し（まちづくり政策課、農林振興課、商工観光課、財政課） 本市が最大の出資割合となっている第三セクター（「（公財）角田市地域振興公社」「（公社）角田市農業振興公社」「株式会社まちづくり角田」）について、債務超過（さいむちょうか）（※）によって市が損失補償や貸付等を行うことの無いよう、経営状態の把握に努め、点検・指導を行います。</p> <p>(2)市の各種団体等の点検・見直し（各種団体所管課） 市が事務局を担う各種団体等について、事務局機能の団体への移管を検討するとともに、その役割が他団体と重複していないかどうか、時代に見合ったものか等を見極め、統廃合の観点から見直しを行います。</p>	まちづくり政策課、農林振興課、商工観光課、財政課、各種団体所管課	債務超過となっている第三セクター数	0団体	各年度	○達成	0団体	<p>角田市地域振興公社に対しては、相談、打合せ等を頻繁に行い、経営状況の把握に努めるとともに、財政支援として人件費及び事業費補助を行っている。</p> <p>角田市農業振興公社に対しては、市より事務局長として職員を派遣するほか、農林振興課職員を公社担当として配置し、経営状況の把握及び業務支援を行っている。また、財政支援として、社会費の支出及び利用集積事業や新規就農者支援事業に携わる職員の人件費の一部に対し補助金を交付している。</p> <p>まちづくり角田の令和3年度の売上高は179,036千円で、純利益は1,070千円であった。市では、体験型観光や自主事業により、道の駅かくだの集客を図れるよう、助言や指導を行ってきた。</p>	<p>経営状態の悪化を招かないよう、相談や打合せ、職員の派遣等を通して、引き続き各第三セクターの経営状況把握に努めている。</p> <p>また、農業振興公社においては、令和4年1月より地域おこし協力隊員を雇用しており、当該隊員の人件費及び活動経費について、市より補助金を交付している。</p> <p>なお、今年度中に第三セクターの今後のあり方について、検討を進めることとしている。</p>
	⑪	職員数の適正化及び機動的かつ効率的な行政組織機構の構築	<p>(1)職員数の適正化 定員適正化計画に基づき、正職員及び会計年度任用職員の適正配置並びに今後の定年延長への対応等も含め、職員数の適正化を図ります。</p> <p>(2)機動的かつ効率的な行政組織機構の構築 少子高齢化・人口減少社会の到来、行政需要の多様化、国の新制度への対応等、本市を取り巻く環境が厳しさを増している中で、限られた人員で最大の効果を発揮し、効率的かつ機動的で市民サービスの一層の充実を目指す組織体制とするため、必要に応じた行政組織機構の見直しを行います。</p>	総務課	総職員数（派遣職員を除く）	13人の減（673人→660人）	令和8年4月1日	↗達成見込	670人	<p>令和3年度においては、新型コロナウイルススワクセン接種及びマイナンバー交付等に伴い会計年度任用職員を増員していることから、総職員数が想定外に増加しているが、今後の職員数の適正化等を図るため、令和3年10月に各課等を対象とした定員管理・時間外勤務・会計年度任用職員ヒアリングを実施した。</p> <p>また、当該ヒアリングにおいて、行政組織機構についての問題点の洗い出しを行い、組織改編を行った。</p>	<p>引き続き、定員管理・時間外勤務・会計年度任用職員ヒアリングを実施するとともに、併せて行政組織機構の見直しに対する意見を聴取する。</p>
	⑫	AI・RPA等のICTを活用した業務改善の推進	<p>AI・RPA等のICTの積極的な活用により、業務の効率化・省力化や更なる市民サービスの向上等を図ります。</p> <p>令和元年度において、働き方改革の一環として、総務省の補助事業等を活用し、RPAの試験導入・実証実験等を行った成果を踏まえ、今後はその横展開と適用業務の拡大に向け、新規開拓を図っていきます。</p>	デジタル推進室	AI・RPA等の導入による削減業務時間数	1,500時間以上	令和8年度	↘要努力	AI・RPA等の導入により300時間の削減を見込んだことに対し、実績は234時間の削減となった。	<p>RPA等については、総務省の補助金等を活用し、他自治体に先行して試験導入しているほか、令和3年度には2業務追加しているが、対象業務の拡大が課題となっている。</p> <p>また、AI文字起こしツールの実証実験を行ったが、庁内においてさほど効果が得られなかったことから、導入に至らなかった。</p>	<p>デジタルイゼーション（アナログ・物理データのデジタルデータ化）、デジタルイゼーション（個別の業務・製造プロセスのデジタル化）を推進するとともに、RPA適用業務の洗い出しを行い、対象業務拡大・効率化を目指す。</p>
	⑬	行政手続等の押印廃止とオンライン化の推進	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における書面規制・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっている中で、本市においても、行政手続等の押印廃止の取り組みに加え、国のマイナポータル・びったりサービス（※）等の活用により、行政手続等のオンライン化を推進し、行政の効率化と市民サービスの向上の両立を図ります。</p>	財政課、デジタル推進室	オンライン手続数	25手続以上	令和8年度	↗達成見込	びったりサービスを活用し、オンライン上で児童手当関係申請（9手続）を行っている。また、令和4年度から介護保険負担割合証等の再交付（2手続）が行えるようになった。	<p>行政手続の押印廃止については、令和3年10月1日までに、1,057手続中967手続の押印を廃止（91.5%）した。その手続のうち、処理件数が多く、市民等の利便性向上や業務効率化等が図れるものについては、オンライン化を積極的に進めている。</p> <p>また、本市における申請・届出等の行政手続等々のオンライン化に係る基本事項を定めることにより、市民の利便性向上を図るとともに、行政手続きの簡素化、効率化に資することを目的に、令和3年度に「角田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定した。</p>	<p>デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、住民票等のコンビニ交付やオンライン申請システムを導入するほか、キャッシュレス・セルフフレージを導入し、支払いを多様な決済手段で行えるようにしていく。</p>

取組方針	項番	取組項目	取組内容	推進担当課	成果指標			①成果指標の達成状況	②成果指標の令和3年度実績値	③取組経過等	④現時点での進捗状況等
					何を	どのくらい	いつまでに				
	⑭	自治体システムの標準化を踏まえた次期基幹システムの導入	<p>国では、地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、令和7年度までに、国が策定する標準仕様に基づく基幹システム（きかんけいすてむ）（※）の導入を地方公共団体へ義務付けることとしており、本市においても当該仕様に準拠した基幹システムを導入します。</p> <p>ただし、その導入にあたっては、現行システムよりも、より低廉で、利便性の高いシステムを調達することを基本方針とし、他ベンダー（※）への乗換えや近隣自治体等との自治体クラウド（じちたいくらうど）（※）化等も含め検討するものとします。</p>	デジタル推進室	基幹系システム	導入	令和7年度	一算定不能	<p>地方公共団体情報システムの標準化・共通化をスムーズに行うため、令和3年度においては、職員に対し説明会を開催した。また、全業務量調査も実施し、業務の洗い出しを行った。</p>	<p>基幹系システムについては、国のロードマップに従い、国の標準仕様書準拠のシステム（以下「標準システム」という。）を導入することとしており、国が提供するクラウドサービス（ガバメントクラウド）上に構築する方向で進めている。</p>	<p>標準化・共通化の仕様が未だ固まっていないことから、情報収集に努める。また、国からの情報を庁内に周知するとともに、今後も職員向けの研修会等を開催していく。</p>